

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の会長の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

2 部会長、副部会長は、委員の互選により選出する。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。

3 副部会長は、会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 専門部会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

5 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同で会議を開催することができる。

(報告)

第5条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事会の会長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	2市2町の担当部課長
-----	------------